

運航基準

令和6年4月1日

改訂 令和7年12月1日

改訂 令和8年3月26日

NTP 名古屋トヨペット株式会社

目次

第1章	目的
第2章	運航の可否判断
第3章	船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、各航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象（風速、視程及び波高）に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港・地点名	発航中止条件		
	風速	波高	視程
常滑港	10m/s 以上	1m 以上	500m 以下
名古屋港	10m/s 以上	1m 以上	500m 以下
伊勢湾海域上	10m/s 以上	1m 以上	500m 以下
三河湾海域上	10m/s 以上	1m 以上	500m 以下

2 船長及び運航管理者は、発航予定時刻の1時間前時点及び発航予定時刻直前の10分前時点に、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

港・地点名	情報の入手先		
	風速	波高	視程
常滑港	マリーナ風速計		
名古屋港	気象庁ホームページ 海上分布予報による		
伊勢湾海域上			
三河湾海域上			

3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止を決定し、旅客の下船その他の適切な措置をとること。

4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、漁業者が発航を見合せている場合及び自社が加盟する地域旅客船安全協議会の会員又は構成員からの意見により、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止すること。

(基準航行の中止条件等)

第3条 基準航行を中止すべき条件は、基準航行を継続した場合に、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあるとき、航行予定の海域上の気象・海象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

地点名	基準航行中止条件		
	風速	波高	視程
伊勢湾海域上	10m/s 以上	1m 以上	500m 以下
三河湾海域上	10m/s 以上	1m 以上	500m 以下

2 船長及び運航管理者は、担当船舶の航行中、常時、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

地点名	情報の入手先		
	風速	波高	視程
伊勢湾海域上	気象庁ホームページ 海上分布予報による		
三河湾海域上			

3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、基準航行中止を決定し、反転、避難、避泊、臨時寄港その他の適切な措置をとること。

4 (削除)

5 (削除)

6 (削除)

(入港中止条件等)

第4条 航行中に入港を中止すべき条件は、入港予定港内の気象・海象に関する情報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港・地点名	入港中止条件		
	風速	波高	視程
常滑港	10m/s 以上	1m 以上	500m 以下
名古屋港	10m/s 以上	1m 以上	500m 以下
鳥羽港	10m/s 以上	1m 以上	500m 以下
日間賀島・佐久島港	10m/s 以上	1m 以上	500m 以下
ラグナマリーナ港	10m/s 以上	1m 以上	500m 以下
三河みとマリーナ港	10m/s 以上	1m 以上	500m 以下

2 船長及び運航管理者は、航行中の担当船舶の入港予定時刻10分前時点で、前項の気象・海象に関する情報について、次に掲げるとおり入手すること。

港・地点名	情報の入手先		
	風速	波高	視程
常滑港	マリーナ風速計		
名古屋港			
鳥羽港			
日間賀島・佐久島港			
ラグナマリーナ港			
三河みとマリーナ港			

3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の入港中止を決定し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

4 (削除)

(運航の可否判断の手順図)

第4条の2 本章各条に規定する運航の可否判断の手順をまとめた図は別紙のとおりとする。

(運航の可否判断の記録)

第4条の3 運航管理者及び船長は、運航の可否判断(判断に至った気象・海象(風速、視程及び波高)情報を含む。)、運航中止の措置及び協議の内容を運航記録簿に記録し、最後に記録された日から1年間保存するものとする。運航中止基準の達した、達するおそれがあった場合における反転、避難、避泊、錨泊、抜港、臨時寄港の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時(運航日毎等)まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路(針路、変針点、基準経路の名称等)
- (3) 標準運航時刻(起点、終点及び寄港地の発着時刻)
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置

(7) 船長が（副）運航管理者と連絡をとるべき地点

(8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。

3 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

（基準経路）

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準航路及び第2航路の2航路とする。

2 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

名称	使用基準
常用基準航路	周年
第2航路	他の船舶、操業漁船のふくそう状況による。

3 船長は、第2基準航路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

（速力基準等）

第8条 速力基準は、別表「速力基準表」のとおりとする。

2 船長は、速力基準表を船橋内に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかななければならない。

（船長が甲板上の指揮をとるべき海域等）

第9条 船長は、法令に定めるときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

（特定航法）

第10条 削除

（通常連絡等）

第11条 船長は、基準航路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

(1) 師崎、橋田鼻、桃取水道

(2) 連絡事項

① 通過地点

② 通過時刻

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

（入港連絡等）

第12条 船長は、入港10分前となったときは、運航管理者又は運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

(1) 入港予定時刻

(2) 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

(1) 着岸岸壁の使用船舶の有無

(2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況

(3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）

(4) その他操船上の参考となる事項

（連絡方法）

第13条 船長と運航管理者等との間で常時連絡をとるための通信手段は、次の方法による。

区分	連絡先	連絡方法
通常（緊急）連絡	NTP マリーナりんくう	携帯電話(au)

（機器点検）

第14条 船長は入港着岸（棧）前、棧橋手前（防波堤手前）50m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

（記録）

第15条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌に記録するものとする。

(運航基準第4条の2関係)

事業者名	NTP名古屋トヨペット株式会社
航路名	日間賀島航路/佐久島航路/蒲郡三河みとマリーナ航路/蒲郡ラグナマリーナ航路/鳥羽浜辺屋航路/鳥羽国際ホテル航路 名古屋港遊覧航路/セントレア遊覧北コース航路/セントレア遊覧南コース航路

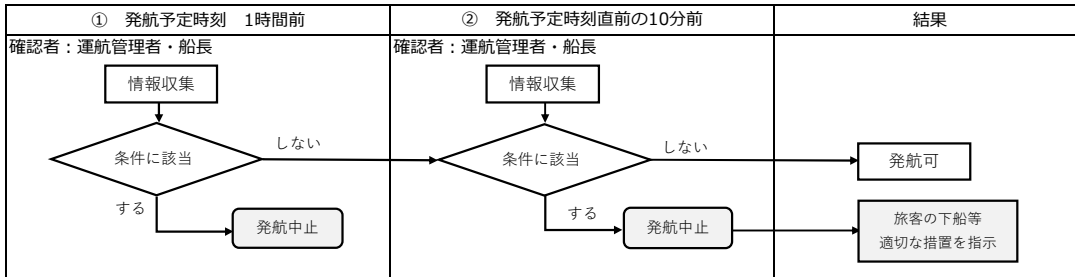
運航の可否判断の手順

1. 発航前に、発航中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 発航中止条件 (運航基準第2条)

港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)	視程 (情報入手元)
マリーナりんくう	10 m/s以上 (マリーナ風速計)	1 m以上 (気象庁ホームページ)	500 m以下 (気象庁ホームページ)
名古屋港	10 m/s以上 (気象庁ホームページ)	1 m以上 (気象庁ホームページ)	500 m以下 (気象庁ホームページ)
伊勢湾海域上	10 m/s以上 (気象庁ホームページ)	1 m以上 (気象庁ホームページ)	500 m以下 (気象庁ホームページ)
三河湾海域上	10 m/s以上 (気象庁ホームページ)	1 m以上 (気象庁ホームページ)	500 m以下 (気象庁ホームページ)

● 手順

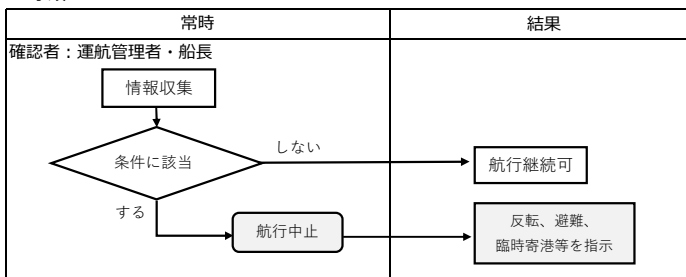


2. 航行中に、航行中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 航行中止条件 (運航基準第3条)

港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)
伊勢湾海域上	10 m/s以上 (気象庁ホームページ)	1 m以上 (気象庁ホームページ)

● 手順

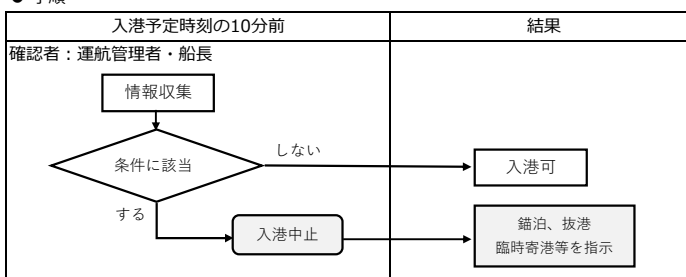


3. 航行中に、入港中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 入港中止条件 (運航基準第4条)

港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)	視程 (情報入手元)
常滑港	10 m/s以上 (マリーナ風速計)	1 m以上 (気象庁ホームページ)	500 m以下 (気象庁ホームページ)
名古屋港	10 m/s以上 (気象庁ホームページ)	1 m以上 (気象庁ホームページ)	500 m以下 (気象庁ホームページ)
鳥羽港	10 m/s以上 (気象庁ホームページ)	1 m以上 (気象庁ホームページ)	500 m以下 (気象庁ホームページ)
日間賀島・佐久島港	10 m/s以上 (気象庁ホームページ)	1 m以上 (気象庁ホームページ)	500 m以下 (気象庁ホームページ)
ラグナマリーナ港	10 m/s以上 (気象庁ホームページ)	1 m以上 (気象庁ホームページ)	500 m以下 (気象庁ホームページ)
三河みとマリーナ港	10 m/s以上 (気象庁ホームページ)	1 m以上 (気象庁ホームページ)	500 m以下 (気象庁ホームページ)

● 手順



速 力 基 準 表

船 名	MAKAIRA KAISER		MAKAIRA MAZARA II		MAKAIRA INDIKA II	
	速力	機関回転数	速力	機関回転数	速力	機関回転数
最微速	3ノット	650rpm	3ノット	650rpm	3ノット	650rpm
微速	6ノット	800rpm	5ノット	800rpm	5ノット	800rpm
半速	16ノット	1500rpm	18ノット	2300rpm	16ノット	1900rpm
航海速力	25ノット	1850rpm	25ノット	2900rpm	25ノット	2400rpm

船 名	MARK 1		ポーナムMC1		雅	
	速力	機関回転数	速力	機関回転数	速力	機関回転数
最微速	3ノット	650rpm	3ノット	650rpm	2ノット	650rpm
微速	5ノット	800rpm	5ノット	800rpm	3ノット	1000rpm
半速	16ノット	2000rpm	16ノット	2100rpm	5ノット	1500rpm
航海速力	25ノット	2500rpm	25ノット	2650rpm	8ノット	2000rpm

航路図

鳥羽周遊航路



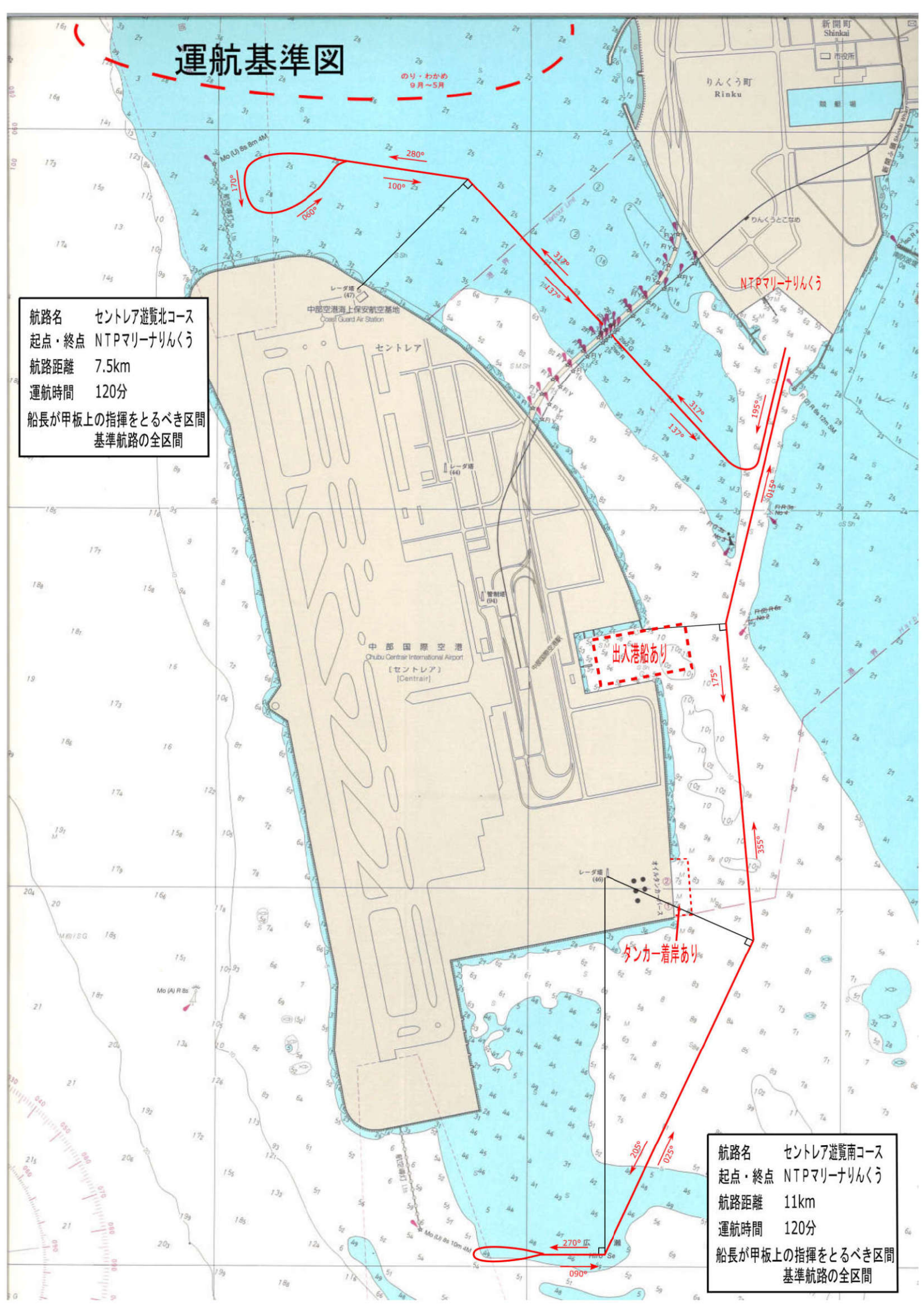
航路距離	約50海里
運航時間	約3時間
航海速力	18ノット

運航基準図

のり・わかめ
9月～5月

航路名 セントレア遊覧北コース
起点・終点 NTPマリーナりんくう
航路距離 7.5km
運航時間 120分
船長が甲板上の指揮をとるべき区間
 基準航路の全区間

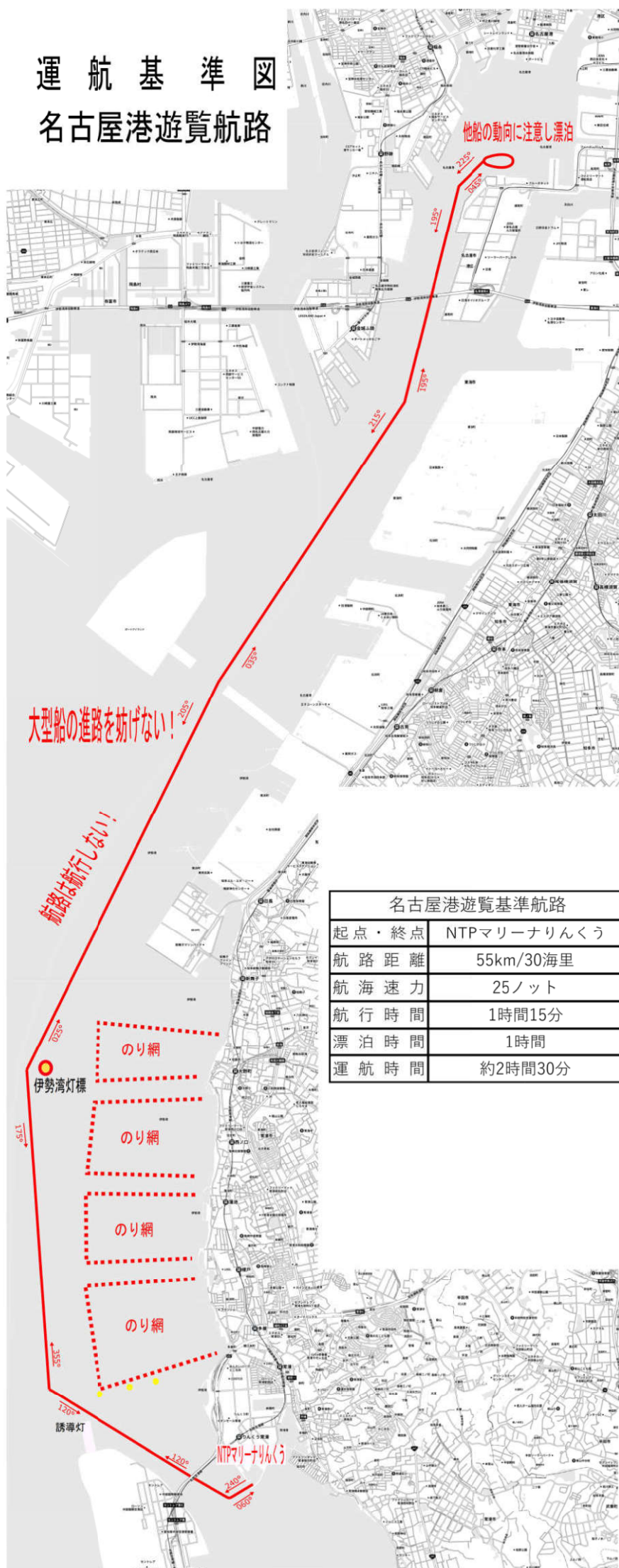
航路名 セントレア遊覧南コース
起点・終点 NTPマリーナりんくう
航路距離 11km
運航時間 120分
船長が甲板上の指揮をとるべき区間
 基準航路の全区間



出入港船あり

タンカー着岸あり

運航基準図 名古屋港遊覧航路



名古屋港遊覧基準航路	
起点・終点	NTPマリーナりんくう
航路距離	55km/30海里
航海速度	25ノット
航行時間	1時間15分
漂泊時間	1時間
運航時間	約2時間30分

運航基準図

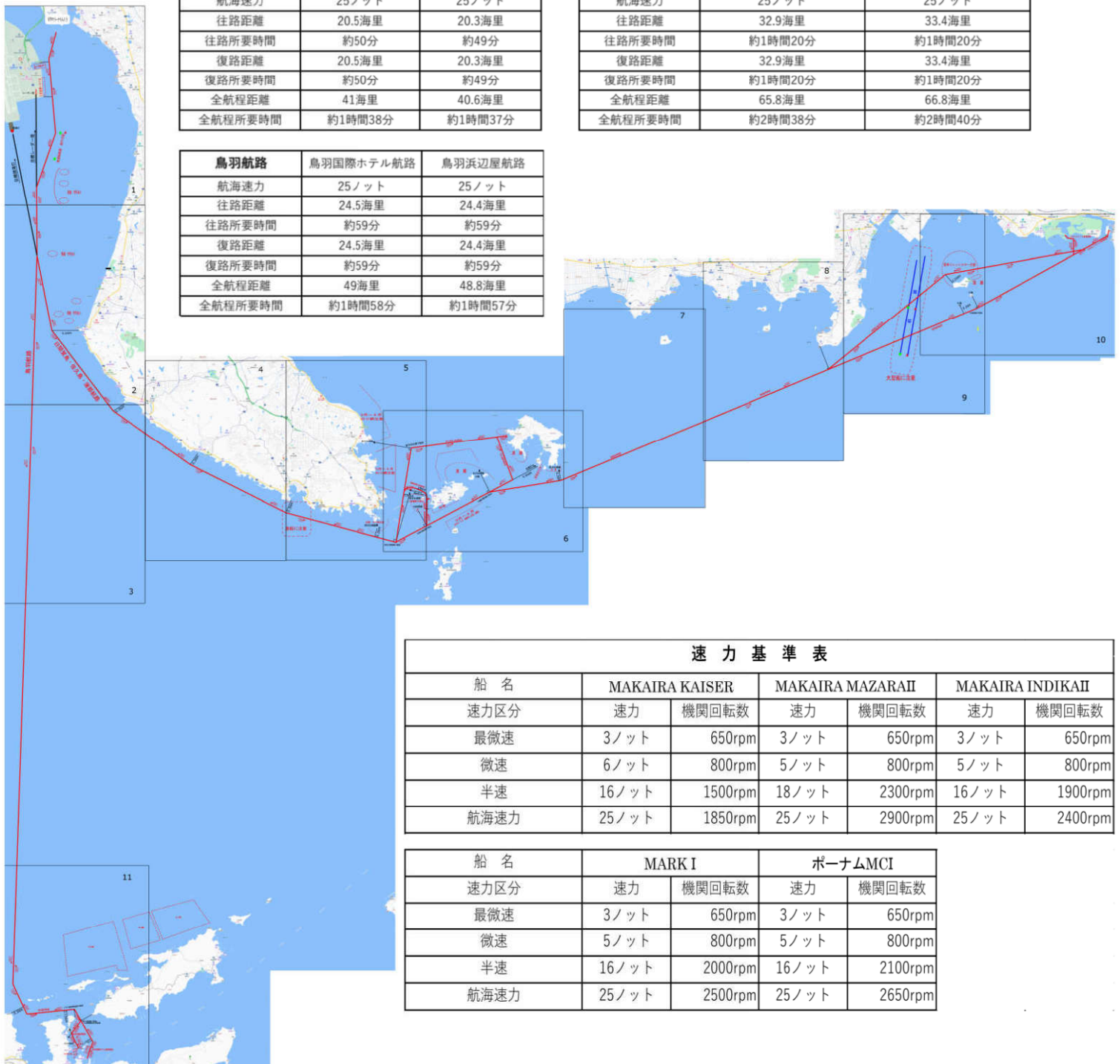
日間賀島航路	日間賀島基準航路	日間賀島第2航路
航海速力	25ノット	25ノット
往路距離	17.3海里	17.6海里
往路所要時間	約42分	約42分
復路距離	17.3海里	17.6海里
復路所要時間	約42分	約42分
全航程距離	34.6海里	35.2海里
全航程所要時間	約1時間23分	約1時間24分

佐久島航路	佐久島基準航路	佐久島第2航路
航海速力	25ノット	25ノット
往路距離	20.5海里	20.3海里
往路所要時間	約50分	約49分
復路距離	20.5海里	20.3海里
復路所要時間	約50分	約49分
全航程距離	41海里	40.6海里
全航程所要時間	約1時間38分	約1時間37分

鳥羽航路	鳥羽国際ホテル航路	鳥羽浜辺屋航路
航海速力	25ノット	25ノット
往路距離	24.5海里	24.4海里
往路所要時間	約59分	約59分
復路距離	24.5海里	24.4海里
復路所要時間	約59分	約59分
全航程距離	49海里	48.8海里
全航程所要時間	約1時間58分	約1時間57分

蒲郡航路	三河みとマリーナ基準航路	三河みとマリーナ第2航路
航海速力	25ノット	25ノット
往路距離	33.4海里	33.9海里
往路所要時間	約1時間20分	約1時間21分
復路距離	33.4海里	33.9海里
復路所要時間	約1時間20分	約1時間21分
全航程距離	66.8海里	67.8海里
全航程所要時間	約2時間40分	約2時間43分

蒲郡航路	ラグナマリーナ基準航路	ラグナマリーナ第2航路
航海速力	25ノット	25ノット
往路距離	32.9海里	33.4海里
往路所要時間	約1時間20分	約1時間20分
復路距離	32.9海里	33.4海里
復路所要時間	約1時間20分	約1時間20分
全航程距離	65.8海里	66.8海里
全航程所要時間	約2時間38分	約2時間40分

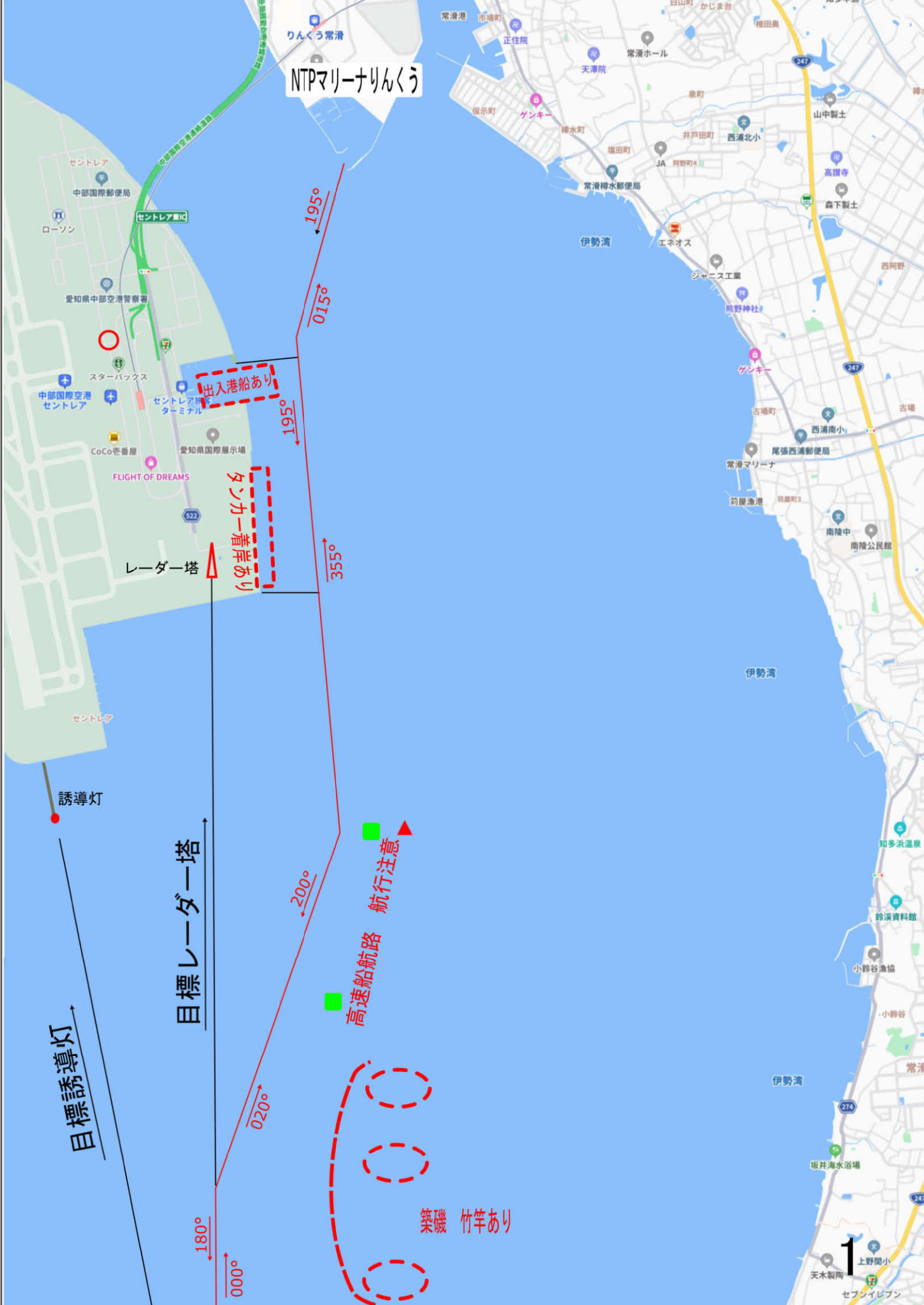


速力基準表

船名	MAKAIRA KAISER		MAKAIRA MAZARAII		MAKAIRA INDIKAI	
	速力	機関回転数	速力	機関回転数	速力	機関回転数
最微速	3ノット	650rpm	3ノット	650rpm	3ノット	650rpm
微速	6ノット	800rpm	5ノット	800rpm	5ノット	800rpm
半速	16ノット	1500rpm	18ノット	2300rpm	16ノット	1900rpm
航海速力	25ノット	1850rpm	25ノット	2900rpm	25ノット	2400rpm

船名	MARK I		ポーナムMCI	
	速力	機関回転数	速力	機関回転数
最微速	3ノット	650rpm	3ノット	650rpm
微速	5ノット	800rpm	5ノット	800rpm
半速	16ノット	2000rpm	16ノット	2100rpm
航海速力	25ノット	2500rpm	25ノット	2650rpm

NTPマリーナりんくう



鳥羽航路

日間賀島・佐久島・蒲郡航路

0.6NM

築磯 竹竿あり

築磯 竹竿あり

182°

180°

000°

170°

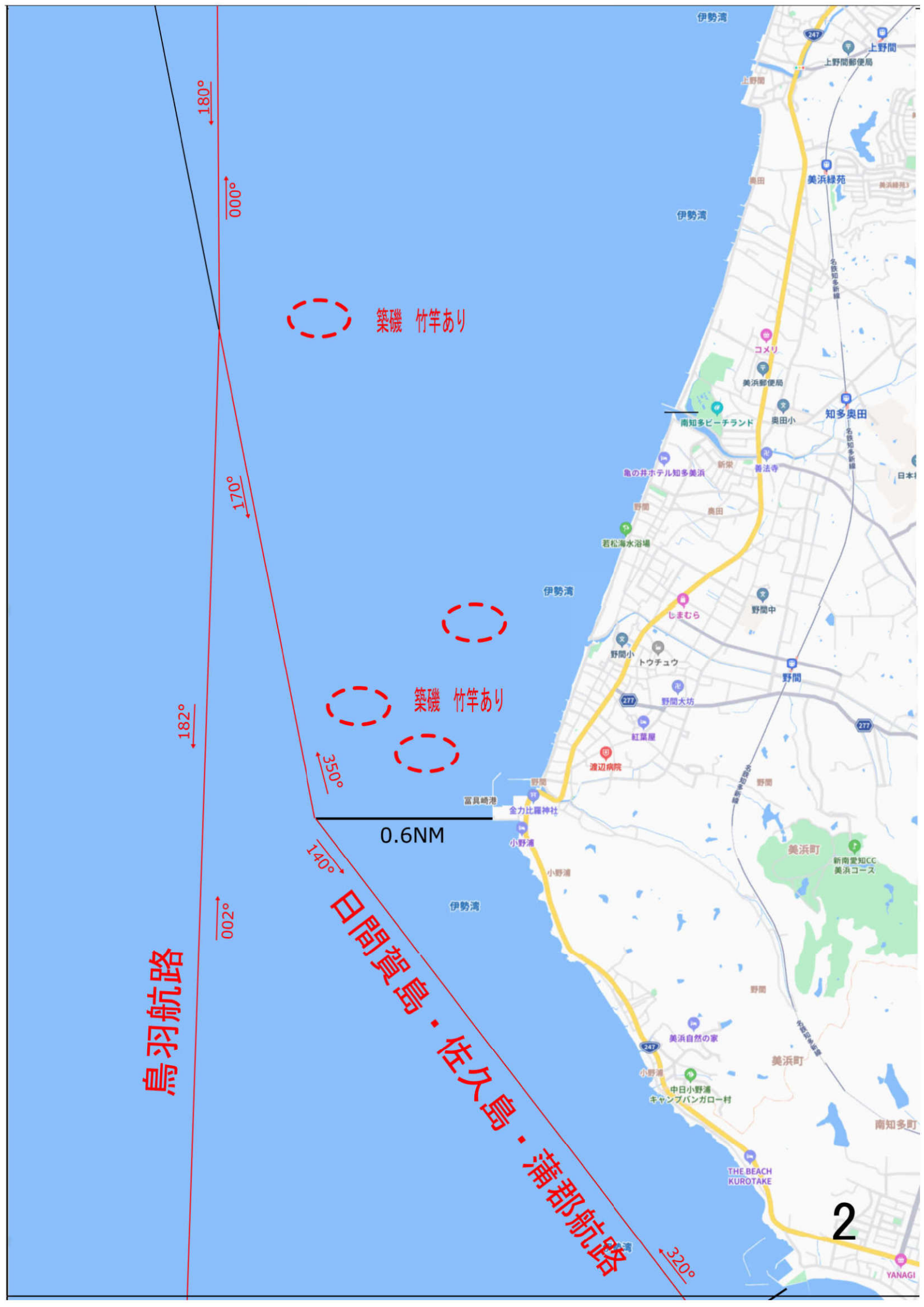
350°

140°

002°

320°

2



0.3NM

125°

182°

002°

3





渥美湾



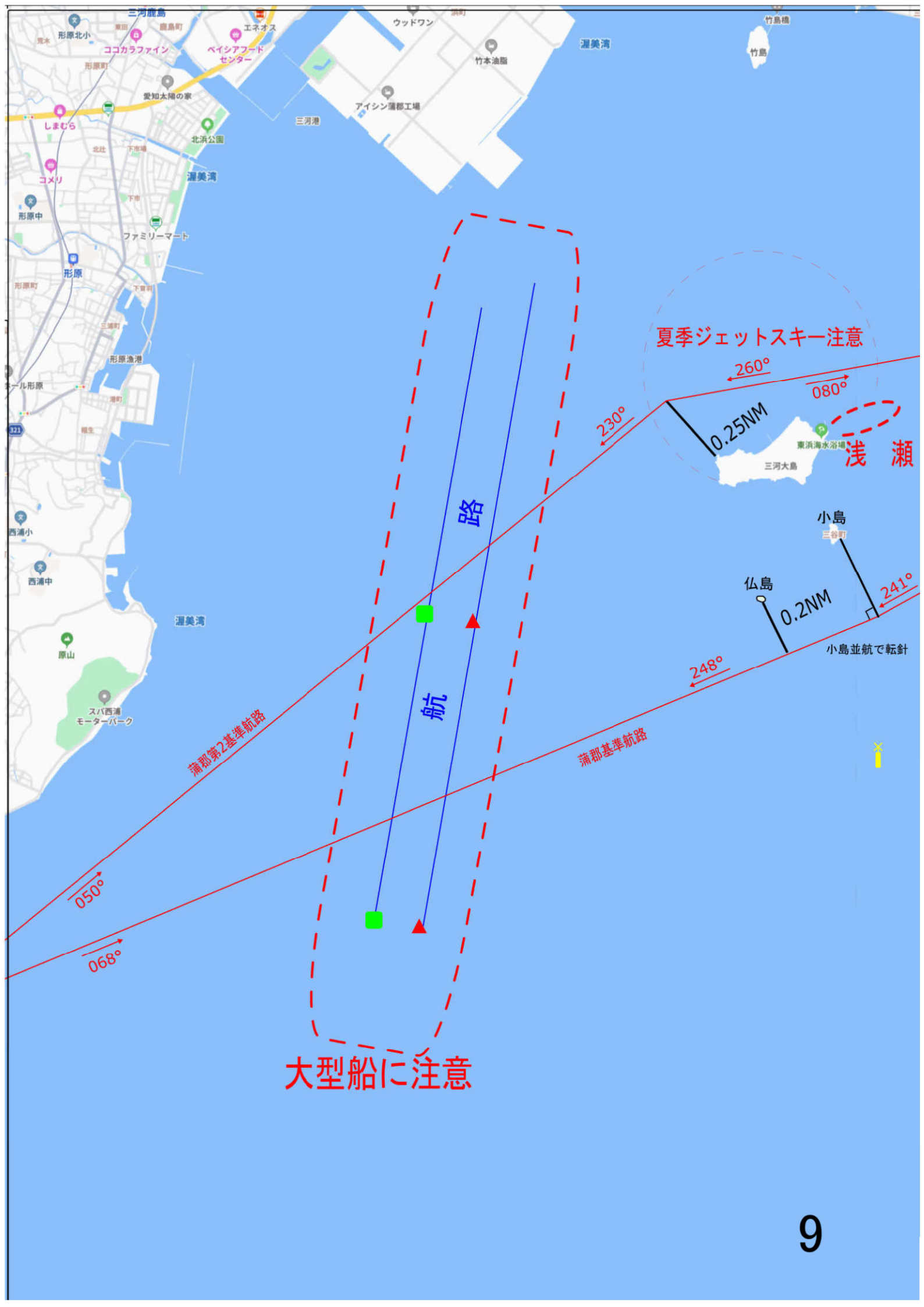
石島

蒲郡基準航路

068°

068°

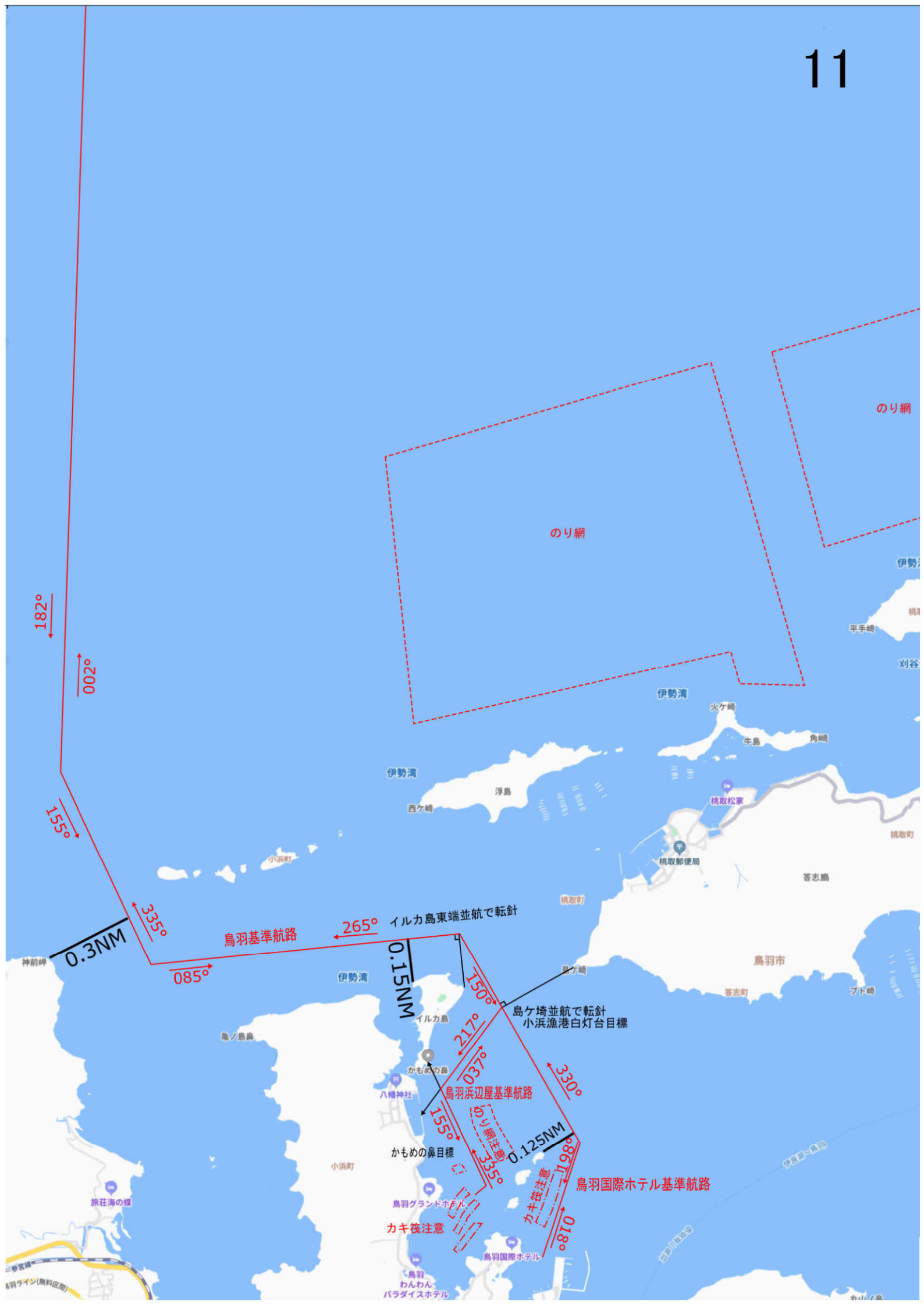
渥美湾



大型船に注意

夏季ジェットスキー注意

浅瀬



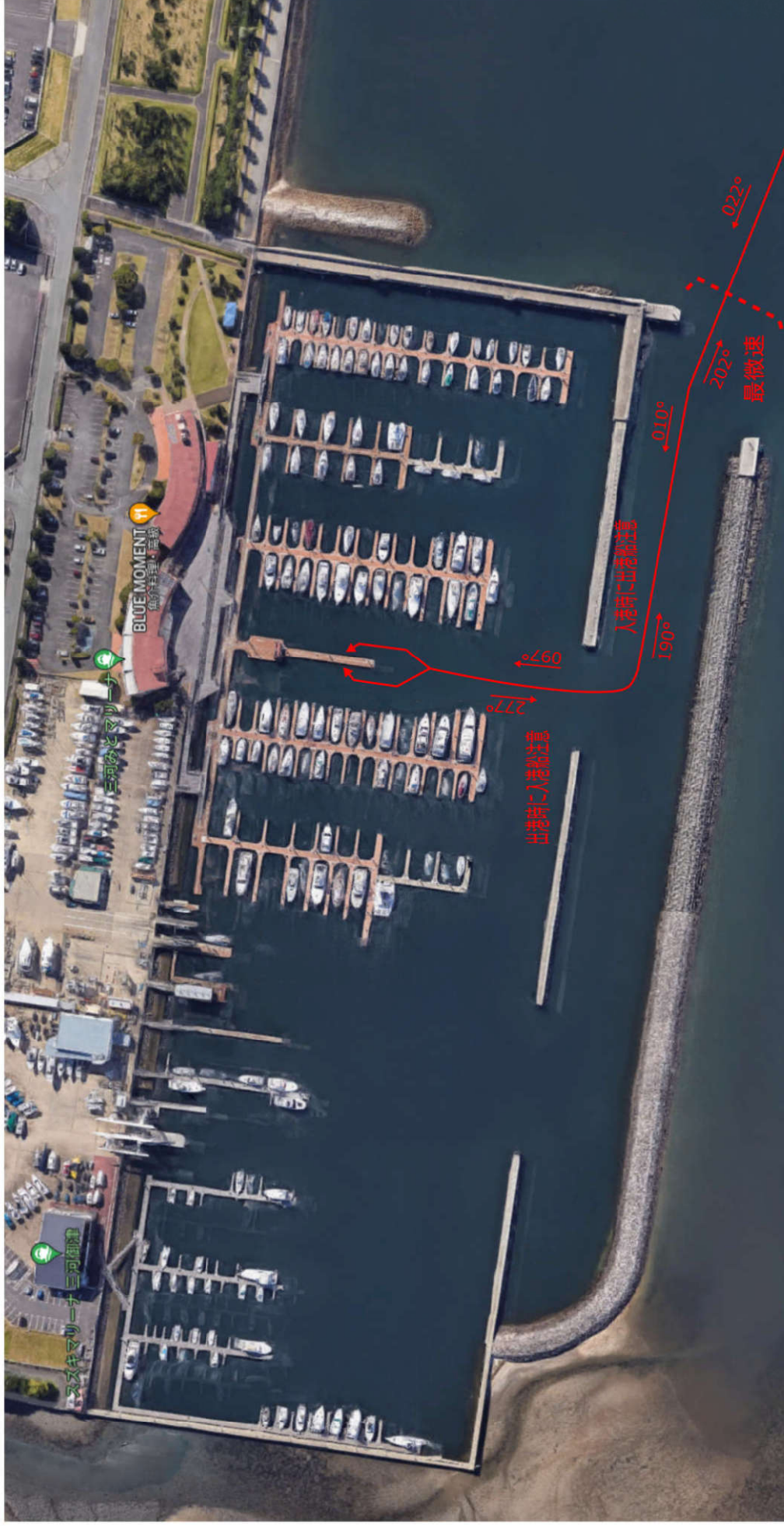
日間賀島出入港図



注意事項

高速船の動向に十分注意し、最微速で航行する。
着岸場所は他船の係留状況で判断する。

三河みとマリーナ 出入港図



注意事項

港内は他の船舶の動向に注意し最徐行で航行する。
着舷する棧橋の場所はマリーナの指示に従うこと。

鳥羽浜辺屋出入港図

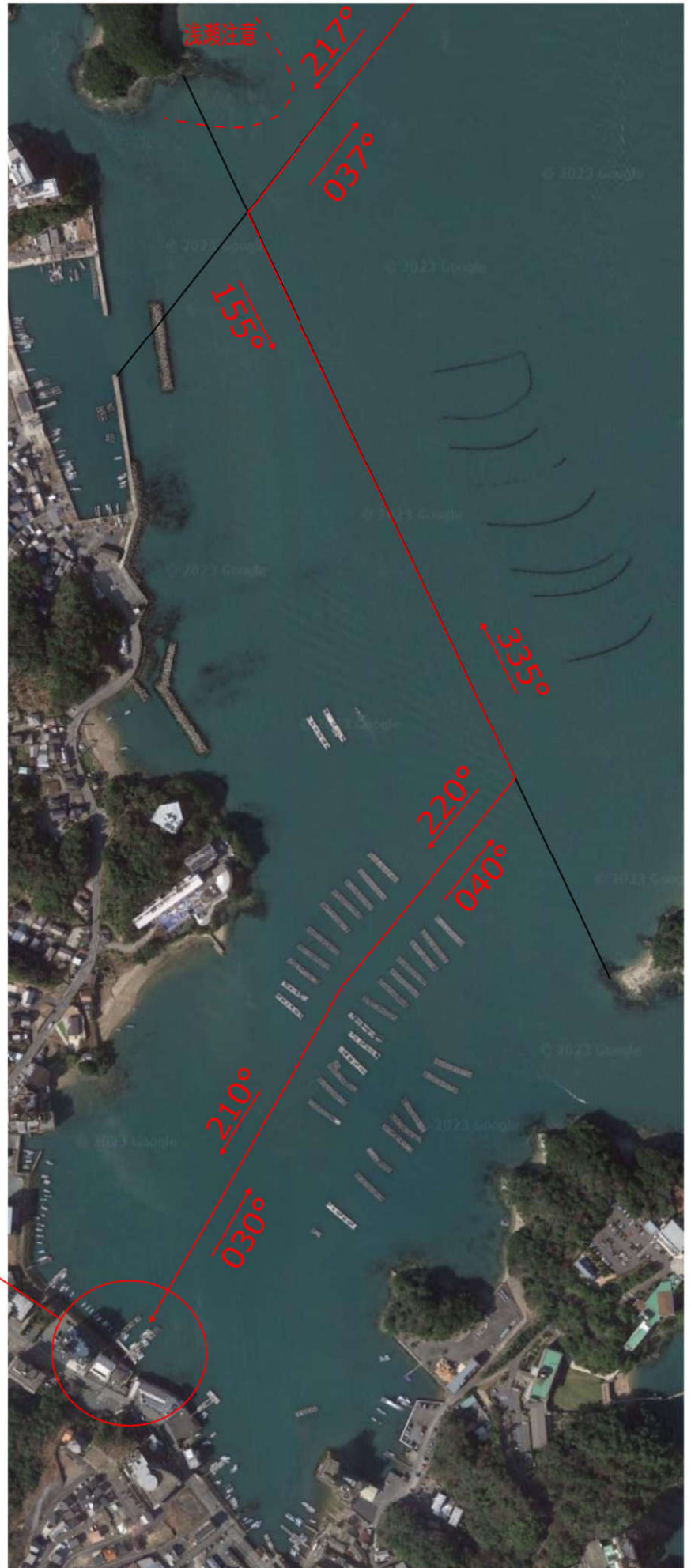
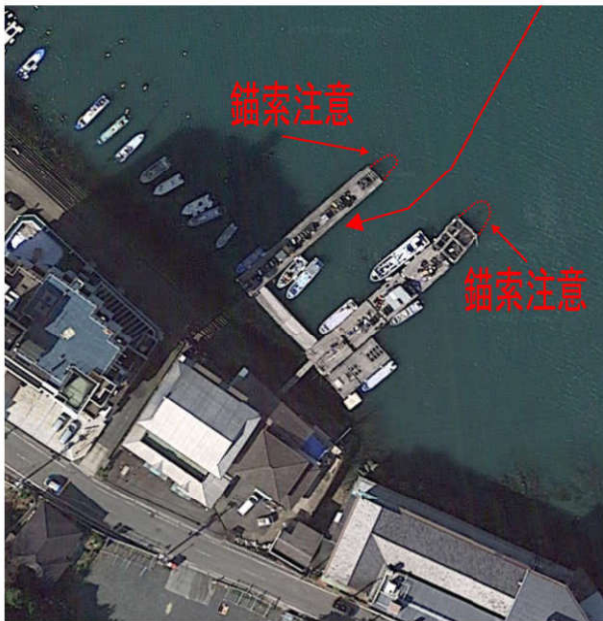
注意事項

イルカ島から(まで)は引波をたてないよう微速で航行する。

針路は参考までとし、養殖筏の設置位置を考慮し適切な進路をとる。

養殖筏の間を航行するときは、錨索の方向に注意し最微速で航行する。

時期により養殖筏の設置場所が変わることを考慮すること。



鳥羽国際ホテル出入港図



注意事項

遊覧船の動向に十分注意し、養殖筏付近は最微速で航行する。
着舷場所は、ホテルの指示に従うこと。